

## 神戸市精神入院医療費助成要綱

(趣旨)

第1条 通院中の精神疾患を有する人が、急性増悪時に早期の入院加療を行うことで、早期に回復し、地域生活への移行を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 入院医療費の助成を受けることができる者は、次の1号から5号のいずれにも該当する者とする。ただし、6号から8号に該当する者も対象とする。

- (1) 神戸市内に住民登録がある者
- (2) 精神科病院及び一般病院の併設精神科病棟（以下「病院」という。）に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき入院している者（以下「入院患者」という）。ただし、措置入院患者や生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条による医療扶助を受けている者は、この制度の対象としない
- (3) 同一病院に、連続して90日以内入院をした者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定により、神戸市において自立支援医療（精神通院医療）の支給決定及び給付を受けている者
- (5) 次のアからエの条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「福祉医療費受給者」という）は、この制度の対象としない
  - ア. 神戸市子ども医療費助成に関する条例
  - イ. 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例
  - ウ. 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例
  - エ. 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例
- (6) (5)の例外として、精神障害者保健福祉手帳1級が交付されている者として神戸市重度障害者医療費助成を受けている者は対象とする。
- (7) (4)の例外として、市内の一定の施設等の入所・入居者について、入所等する前に住所を有していた市町村が、自立支援医療（精神通院医療）の支給決定及び給付の実施主体となっている（居住地特例）場合に限り対象とする。
- (8) (4)の例外として、市の自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を申請中の者、もしくは、退院日の翌日から起算して1ヶ月以内に申請を行い、支給認定を受けた者も対象とする。

(助成額)

第3条 69歳以下の者は35,400円、70歳以上の者は15,000円を限度とし、自己負担した入院医療費について、入院期間に応じて1年度に1回に限り助成する。

(限度額:円)

入院期間	69歳以下	70歳以上
1日から30日	11,800	5,000
31日から60日	23,600	10,000
61日から90日	35,400	15,000

(申請者)

第4条 申請を行うことが出来る者は、入院患者本人又は入院患者が申請時において未成年の場合は保護者に限る。

ただし、入院患者の成年後見人等に該当するものは、入院患者の受益権を代行する権利を有する証明をもって申請を行うことが出来る者として認める。

(助成申請)

第5条 助成を希望する者は、神戸市精神入院医療費助成金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 入院医療費の領収書の原本
- (2) 申請者の振込先口座の分かる書類
- (3) 居住地特例対象者及び退院後市外で自立支援医療(精神通院医療)の支給決定を受ける者については、自立支援医療(精神通院医療)受給者証(写し)
- (4) 受領委任する場合は委任状
- (5) 申請者が成年後見人等の場合は、登記事項証明書(写し)

(申請期間)

第6条 申請できる期間は、退院日の翌日から起算して1年以内とする。

(助成額の決定及び支給)

第7条 市長は第5条の神戸市精神入院医療費助成金支給申請書兼請求書の提出を受けたときはその内容を審査し、助成額の決定を行い、申請者へ支給決定通知書(様式第2号)を送付するとともに指定口座へ振込を行う。ただし、審査の結果、不支給となる場合は、理由を付した不承認通知書(様式第3号)を申請者へ送付する。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、故意又は過失によりこの要綱による助成を不当に利得した者に対し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(過不足)

第9条 市長は、助成金に過不足払いが生じたときは、神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の定める手続きに従い、速やかに処理しなければならない。

(個人情報)

第10条 市長は、申請者が申請にあたり提出する住民記録情報や自立支援医療（精神通院医療）の情報について、必要に応じて、申請者の同意に基づき調査することができる。

(台帳等保存年限)

第11条 市長は、入院医療費助成台帳を備え支給決定に係る事項を電子計算機へ記載し5年間保存するとともに、申請書・請求書等の文書を5年間保存するものとする。

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。